

第5章

国民の理解の増進と配慮・ 協力の確保への取組

1	国民の理解の増進（基本法第20条関係）……………96
---	----------------------------

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

【施策番号232】

文部科学省においては、小学校で平成30年度、中学校で31年度より、新たに「特別の教科 道徳」として位置付けるなどの次期学習指導要領の実施を見据え、児童生徒が生命の尊さや大切さについて自らの考えを深められるような指導の充実を図っている。なお、26年度から道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布している。さらに、内閣府が作成した犯罪被害者等に関する啓発教材を文部科学省ウェブサイト (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoyo/1322248.htm) において紹介している。そのほか、児童生徒の健全育成を目的とした、小・中・高等学校等における2泊3日以上宿泊体験活動の取組を支援している。

(2) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

【施策番号233】

文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）を踏まえ、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う人権教育研究推進事業を実施している。

また、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する人権教育担当指導主事連絡協議会を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて人権教育指導者養成研修を実施している。

社会教育については、専門職員である社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした様々な研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び能力の向上を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実

【施策番号234】

文部科学省においては、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して各教育委員会・学校等に配布し、警察との連携の下、当該資料を活用して非行防止教室を実施するなど犯罪被害者等に関する学習の充実を図っている。

(4) 子供への暴力抑止のための参加型学習への取組

【施策番号235】

文部科学省においては、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子供への暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

【施策番号236】

文部科学省においては、ウェブサイト (http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/main8_al.htm) で、命の大切さを実感させる意義等を記述している「家庭教育手帳」の掲載や、各地域で実施している命の大切さを学ぶ保護者向け学習プログラムを始めとした様々な家庭教育に関する情報を提供し、地

域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促している。

(6) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施

【施策番号237】

警察においては、教育委員会等の関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識のかん養に努めている（平成27年度は1,219回実施）。また、あらゆる機会において、広く国民の参加を募り犯罪被害者等による講演会を実施したり、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行った

りし、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた気運を醸成するなど、犯罪被害者支援の充実を図っている（コラム18「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」参照）。

命の大切さを学ぶ教室



コラム18

命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール

警察においては、平成20年から、中学生及び高校生を対象に、犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催しており、あわせて、受講を通じて得た命の大切さに関する自らの考えや意見等を作文に書くことを推奨している。また、各学校における作文への取組を推奨するため、23年度より、「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」（主催：警察庁、後援：文部科学省等）を開催している。

28年度は、全国から応募された中学生の作品4万387点、高校生の作品2万9,139点の中から、特に優秀な作品が国家公安委員会委員長賞、文部科学大臣賞又は警察庁長官賞に選出され、29年2月、受賞者に対し、松本純国家公安委員会委員長等から表彰が行われた（警察庁ウェブサイト「被害者支援への理解を深めるために」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>参照）。

これらの称揚を契機に、学校における「命の大切さを学ぶ教室」の開催が促進され、受講生の犯罪被害者等への理解と共感が深まるとともに、命を大切にする意識や規範意識の醸成が一層進むことが期待される。



命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール表彰式

《優秀作品の紹介》

○ 港区立三田中学校 稲垣瑠奈さんの作品

【ルールの向こう側にあるもの】

私の親戚が先月、交通事故に遭いました。スピードを出して車を運転していたらしく、急に出てきた人をよけ、壁にぶつかりました。夜、かかってきた電話で、私は病院に駆け付けました。彼は、幸い意識はあり、話すことはできたのですが、着ていた服には血が付き、耳からは多量の出血、そして、首は動かせなくなっていました。彼の母親は、心配のあまり動揺しながらも、「他人を傷つけないで良かった」と何度も言っていました。私はそれを聞いて、息子のケガに心痛めることはもちろんですが、それ以上に、他人を傷つけたり、命を奪うことは、大変なことなのだと気付きました。

今日、「命の大切さを学ぶ教室」という授業を受けて、親戚の事故のことを鮮明に思い出し、改めて交通事故の被害者と被害者遺族、更に加害者と加害者の家族のことを考えました。

お話して下さった岩崎さんは、飲酒運転のひき逃げ事故で息子さんを亡くされています。岩崎さんの言葉からは、被害者遺族のやり場の無い悲しみが伝わってきました。5年という年月を経ても、涙を流しながら語られたお姿から、その悲しみが、決していやされることのないものなのだということが分かります。

元紀君のご飯を毎日用意し、誕生日のプレゼントを欠かさず、そして納骨することもできないという日々が、これからも続くということに胸がしめつけられるような悲しみを感じ、同時に、こういう事故をなんとしても無くさなければならないと強く思いました。

そのために、私には何ができるのでしょうか。まずは、自分が加害者にならないために、交通ルールを守ることはもちろん、ルールに向こう側には、必ず誰かの命があるのだということに心を留めていきたいと思えます。私の乗っている自転車も、ルールを守らなければ人の命を傷つける道具になってしまいます。

次に、今日学んだ被害者遺族の苦しみを、一人でも多くの人に伝えることで、交通事故が計り知れない、大きな悲しみを生み出すものだという意識を社会全体で持てるようにしなければならぬと考えます。

社会全体が悲しみを共にすることができれば、飲酒運転が後を絶たない現実も変わっていくのではないのでしょうか。命の大切さを実感するということは、失われた命に対する苦しみや悲しみを知ることから始まるのだということを知りました。

○ 山口県立下松高等学校 番田彩音さんの作品

【兄が教えてくれたこと】

私が命のはかなさを知ったのは中学3年生の冬でした。私はあの日のことを今でも鮮明に覚えています。

雪が舞う寒い冬の日の夜明け前、私の兄は19歳という若さで亡くなりました。社会人1年目だった兄は、夜勤の帰り道にトラックとの衝突事故で帰らぬ人となりました。私は、両親と一緒に間違いであることを祈りながら、兄を迎えに警察署へ向かいました。

しかし、そんな私たちの願いは叶いませんでした。

警察署で兄に会ったとき、頭が真っ白になり何も言葉が出ませんでした。突然のことで、頭では分かっているはずなのに受け止められない自分がいました。ただ心の中で「これは夢だ。何かの間違いだ。」と繰り返していたことを覚えています。

命がそんなに簡単に消えてしまうとは思っていませんでした。当たり前が存在が当たり前でなくなる。それがどんなにつらいことか身に染みて感じました。今でも「ただいま。」と元気に帰ってきてくれるような気がします。そしてそれを打ち消さなければならない寂しさをその度に感じます。

私は兄の声が思い出せません。ずっと一緒に過ごしてきたのに、家族なのに声が思い出せないのは、兄ときちんと向き合っていなかった証拠だと思い、悩んでいました。でも、少し前に観た映画のおかげで私の考えは変わりました。私が兄の声を思い出そうとすることは、兄の事を思い出すことにもつながります。だから、これは兄からのメッセージだと思えるようになりました。「忘れないで。」という。

昨年学校でTAV交通死被害者の会の方の講演があった時、私は迷いました。兄のことを思い出して辛くなりそうで、聴くのが怖いという気持ちがありました。それでも、同じ状況にある人が、どのような気持ちで日々を過ごしているのか知りたいという気持ちもあり、思い切って聴くことにしました。

思い出すだけで辛く、泣きたくするような経験を、「息子の死を無駄にしたくない。」という気持ちから、たくさんの人の前でお話されている姿を見てとても強い方だと思いました。また、後悔をずっと背負って過ごしてきたと聴いて共感でき、私も兄との思い出を力に変えて前に進もうと思いました。

それまで私は「交通事故」という言葉を避けていました。しかし、いつまでも逃げてはいけません。私の将来の夢は救急救命士です。幼い頃からずっと医療系の仕事に就きたいと思っていましたが、兄が亡くなった後、更にその気持ちが強くなりました。誰よりも先に現場に行き、たくさんの人の命をつなぐ救急救命士の仕事を通して、私は命に真剣に向き合いたいと考えています。

救急救命士は、色々な現場へ駆けつけなければなりません。また、助ける事ができないことも少なくないと聞きました。辛いことの多い仕事ですが、命を救う仕事を通して、私は兄の死から逃げることなく、きちんと受け止めて成長していけるような気がします。私は全身全霊をかけて仕事に取り組む、そんな救急救命士になりたいです。

兄は、私に命について考えるきっかけをくれました。命は、私たちが考えている以上にはかなく、簡単に消えてしまうものです。だからこそ、今この一瞬を後悔しないように大切に生きていきたいと思います。与えられた命を精一杯生きること。それが私たちの努めです。

兄は、どんなに辛いことがあっても決して弱音をはかず、いつも笑顔でした。私も、そんな兄のように前を向いて歩いていきます。たくさんの大切な命を救うために・・・

もし、もう一度だけ兄に会えるなら「ありがとう。お兄さんの妹で本当に良かった。」と心から伝えたいです。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

【施策番号238】

法務省においては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進しており、法教育に関する取組について多角的な視点から検討するため、法教育推進協議会を開催している。

同協議会においては、現行の学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方について多角的な視点か

ら検討を行うため、平成24年度には小学校、25年度には中学校、26年度には普通科高等学校、27年度には専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況について、順次調査を行った。そして、その結果を踏まえ、25年度には小学生向け、26年度には中学生向けの法教育教材を作成の上、全国の小・中学校等へそれぞれ送付した。さらに、28年3月、同協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法律関係者を構成員とする教材作成部会を設置し、高校生向け法教育教材並びに小学生向け及び中学生向け視聴覚教材の作成に向けた検討を行っている。

また、学校現場等へ法教育情報を提供する

ことによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレットを作成し、全国の教育委員会等に配布している。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

【施策番号239】

コラム19「犯罪被害者週間の実施」参照

コラム19

犯罪被害者週間の実施

基本法第20条において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。」とされている。これを受け、第1次基本計画及び第2次基本計画下では、内閣府において、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）が実施されてきた。

両計画を引き継いだ第3次基本計画においては、「警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、犯罪被害者週間を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。」とされている。

そのため、11回目となる平成28年度は、警察庁として初めて、東京都における中央イベント（12月1日）を開催するとともに、地方公共団体と共催で、北海道（11月17日）及び山口県（同月26日）における地方大会を開催した。

○中央イベント

中央イベントでは、「知って、つなげて、支えよう ～性犯罪被害の実態を知る。被害者を適切な支援につなげる。被害者を社会全体で支える。～」をテーマとして、犯罪被害者支援に関する標語（P102【施策番号241】参照）の表彰式、基調講演、パネルディスカッション等を行った。

表彰式では、犯罪被害者支援に関する標語の最優秀賞を受賞された高橋実桜^{みお}さんに御出席いただき、松本純国家公安委員会委員長による表彰が行われた。

基調講演では、武蔵野大学人間科学部長・心理臨床センター長の小西聖子氏から、「性犯罪被害の実態と被害者への支援」をテーマに、性犯罪被害の実情、性犯罪被害が心身に与える影響、性犯罪被害者に対して必要な支援、身近な人が性犯罪を受けた場合にどのような対応をすればいいかなどについてお話しいただいた（P84コラム15「性犯罪被害の実態と被害者への支援」参照）。

また、パネルディスカッションでは、「性犯罪被害者支援の取組と今後の課題」をテーマに、コーディネーターとして公益社団法人被害者支援都民センター理事長・精神科医の飛鳥井望氏、パネリストとして弁護士・NPO法人レイプクライシスセンターTSUBOMI代表の望月晶子氏、警視庁刑事部捜査第一課管理官（性犯罪捜査指導官）の前田裕司氏、基調講演者の小西聖子氏を迎え、性犯罪被害者支援のために現在行われている取組を御紹介いただくとともに、性犯罪被害を潜在化させないためにはどうしたらよいかなどについて御議論いただいた。



標語の受賞者と国家公安委員会委員長



犯罪被害者週間ポスター

○北海道大会

北海道大会では、基調講演、パネルディスカッション、関係機関・団体等のパネル展示等を行った。

基調講演では、「悲劇をなくすために」をテーマに、交通事故御遺族で、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会共同代表の高石洋子氏から、交通事故で御息を亡くされた御経験を通じての思いや飲酒運転撲滅に向けた活動等についてお話しいただいた。

パネルディスカッションでは、コーディネーターとして公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター理事長の善養寺圭子氏、パネリストとして一般社団法人J-CAPTAチーフディレクターの木村里美氏、公益社団法人みやぎ被害者支援センター参与の大場精子氏、札幌人権擁護委員協議会会長・札幌弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長の八代真由美氏を迎え、それぞれの立場から、犯罪被害者支援・被害防止の取組や、支援における連携の重要性等について御議論いただいた。

また、シンガーソングライターの桜庭和氏と北海道警察音楽隊によるコンサートが開催された。

さらに、展示コーナーでは、12機関・団体等によるパネル、ポスター、リーフレット等を掲示し、来場者に対して、支援に関する情報等を提供した。



高石洋子氏による講演の様子



パネルディスカッションの様子

○山口大会

山口大会では、基調講演やパネルディスカッション等を行った。

基調講演では、「犯罪被害者に必要な支援」をテーマに、殺人事件御遺族の糸賀美恵氏から遺族の思いや犯罪被害者等が望む支援等についてお話しいただいた。

パネルディスカッションでは、「犯罪被害者を広く地域で支えるために」をテーマに、コーディネーターとして山口県立大学副学長（地域共生センター所長）の加登田恵子氏、パネリス

トとして山口県弁護士会犯罪被害者支援センター委員長・公益社団法人山口被害者支援センター理事長の鶴義勝氏、山口県警察本部警務部警察県民課長・山口県被害者支援連絡協議会幹事長の中村美佐夫氏、山口県臨床心理士会被害者支援部会理事・被害者支援カウンセラーの太田列子氏、基調講演者の糸賀美恵氏を迎え、それぞれの立場から、関係機関・団体が連携して取組を強化することや、犯罪被害者等が地域において再び平穏な生活を取り戻すためにできることを考える重要性等について御議論いただいた。

また、会場において、犯罪被害者関係団体等のパネル展示等を行った。



パネルディスカッションの様子



パネル展示の様子

(9) 犯罪被害者支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発の実施

【施策番号240】

警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、各都道府県の臨床心理士会、社会福祉士会、教育委員会、日本司法支援センター等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内等を送付し、各機関・団体に属する者の参加を呼び掛けるなどし、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図っている。

(10) 一般国民に対する効果的な広報啓発の実施

【施策番号241】

警察庁においては、国民に対して犯罪被害者支援について考える機会を提供し、その理解促進を図るため、犯罪被害者支援に関する標語の募集を実施している。平成28年度は、4,000件を超える応募作品の中から、最優秀賞に宮城県の中学1年生高橋実桜さんの作品「支え合い 寄り添う心 育んで」を選出した。同標語は、犯罪被害者週間の広報啓発ポスターに用いるなど、犯罪被害者支援について国民に広く浸透させるためのツールとして

活用している（P100コラム19「犯罪被害者週間の実施」参照）。

(11) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号242】

P83【施策番号209】参照

(12) 犯罪被害者支援のための情報提供

【施策番号243】

内閣府においては、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、外国語版も含め、内閣府ウェブサイト（http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html）を通じて提供している。

(13) 若年層に対する広報・啓発

【施策番号244】

内閣府においては、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において

予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体職員等を対象として研修を実施している。

(14) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施

【施策番号245】

ア 内閣に置かれている男女共同参画推進本部においては、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府においては、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

平成28年度は、運動初日に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー及び東京スカイツリーをパープルにライトアップした。

女性に対する暴力をなくす運動ポスター



提供：内閣府

パープルライトアップ（平成28年11月12日）



提供：内閣府

【施策番号246】

イ 内閣府においては、春（28年は4月6日から同月15日）と秋（同年9月21日から同月30日）の「全国交通安全運動」において、子供と高齢者の交通事故防止を基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

全国交通安全運動ポスター



提供：内閣府

【施策番号247】

ウ 法務省においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権週間（毎年12月4日から同月10日）を

始めとする様々な機会に啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

人権週間ポスター



提供：法務省

【施策番号248】

エ 厚生労働省においては、児童虐待に対する社会的関心の喚起を図るため、16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。28年度は「さしのべて あなたのその手 いちはやく」を月間標語として決定するとともに、児童虐待防止対策協議会の開催（11月10日）、福井市における子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催（同月19日）、広報用ポスター・リーフレットの作成・配布、政府広報（新聞、BS放送等）の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。

児童虐待防止推進月間ポスター



提供：厚生労働省

(15) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

【施策番号249】

ア P91【施策番号228】参照

【施策番号250】

イ 警察庁においては、都道府県警察に対し、民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等により、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援について広報啓発活動を実施するよう指導している。

【施策番号251】

ウ 警察庁においては、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者支援施策の掲載（<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）等により、犯罪被害者支援に関する国民の理解増進に努めている。

警察による犯罪被害者支援のパンフレット



【施策番号252】

エ 警察庁においては、広報用リーフレット「STOP！ネット犯罪」を作成し、都道府県警察に配布して非行防止教室等で活用しているほか、警察庁のウェブサイト (http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/index.html) 上に児童ポルノ事犯の被害防止対策を掲載するなどして、少年の犯罪被害防止等に向けた情報提供に努めている。

(16) 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

【施策番号253】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その講演内容をインターネット等で国民向けに情報提供している（これまでに開催した講演会の講演内容は警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/joho/event/event.html#sesakukouenkai>を参照）。

平成28年度は、「犯罪被害者と隣人」の演題で、毎日新聞社記者の川名^{かわな}壮志^{そうじ}氏による講演会を開催した。

(17) 調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進

【施策番号254】

関係府省庁においては、犯罪被害者等に関する調査研究を実施し、それを公表することが相当な場合には、その結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用するよう努めている。

警察庁においては、調査結果の二次利用が容易となるよう、その報告書等を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/report.html>) に掲載している。

(P86【施策番号210】参照)

(18) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護

【施策番号255】

P34【施策番号84】参照

(19) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

【施策番号256】

都道府県警察においては、犯罪発生の状況や不審者に係る情報等の防犯情報をウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトの防犯情報コーナーへのアクセスが容易となるよう、トップページに明示的にリンクを掲げるなどの工夫をこらしている。また、防犯対策に係る冊子やチラシ、ビデオをウェブサイトに掲載している。

さらに、あらかじめ登録した住民に対して犯罪発生の状況や声掛け事案等の不審者情報等の身近な情報を電子メールで発信したり、ソーシャルメディアを活用したり、地元テレビやラジオを通じて定期的に情報を提供した

り、新聞の折込みチラシ等で情報提供を行ったりしている。

特に、重要凶悪事件の連続発生のおそれのある場合には、連続発生を抑止するため、マスメディアへの情報提供のほか、インターネットの活用による情報発信、防災行政無線による広報等各種広報媒体を活用した迅速かつ確実な情報提供を行っている。

なお、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮している。

20 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進

【施策番号257】

ア 警察においては、交通事故の被害者等の実態や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進のため、交通事故被害者等の手記を

取りまとめた冊子等の作成・配布や交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施している。平成28年中は、手記を取りまとめた冊子等を約169万部配布するとともに、講演会等を506回実施した。

交通事故被害者等の手記



コラム20

交通事故被害者サポート事業

警察庁においては、内閣府からの事務移管を受け、平成28年度から、交通事故被害者等が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるよう支援し、交通事故被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「交通事故被害者サポート事業」を実施している。当該事業では、自助グループ運営・連絡会議を始めとした各種会議やシンポジウムを開催している。

【自助グループ運営・連絡会議】

自助グループ運営・連絡会議は、自助グループ（同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻すことを目的に集うグループのことをいう。）を運営している方が参加する会議であり、自助グループの発展に役立つ具体的な情報やノウハウを提供するとともに、自助グループ相互の情報交換や自助グループと被害者支援センター・交通事故被害当事者団体との交流や連携を推進することを目的としている。

28年度は、東京都において、公益社団法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センターの支援員の参加を得て開催した。

【各種相談窓口等意見交換会】

各種相談窓口等意見交換会は、交通事故被害に係る相談を受け付けている担当者が参加する会議であり、講演及び意見交換を通じ、交通事故相談所、警察等の関係機関、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体が、相互の業務範囲の確認や連携強化、効果的な広報啓発についての知見の共有を図ることを目的としている。

28年度は、京都府及び長野県において、交通事故相談所等の関係機関の参加を得て、専門家による講義及び参加者の意見交換を開催した。

【交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会】

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、子供の支援に係る関係者が参加する会議であり、事例紹介（体験談）や意見交換を通じ、交通事故で家族を亡くした子供が通う学校等が当該子供を支援するに際して直面する問題点や課題を集約するとともに、支援を行っている関係者間の意思疎通を図り、連携を強化することを目的としている。また、当該意見交換会においては、内閣府が23年度に作成したパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その積極的な活用を促している。

28年度は、各種相談窓口等意見交換会と同じく、京都府及び長野県において、被害者支援センター等の関係機関の参加を得て、専門家による講義、交通事故被害者遺族による講話や参加者による意見交換を実施した。

【交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム】

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムは、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）及び公益財団法人交通遺児育英会の協力を得て、一般の方も参加できるオープンな形式で開催している。当該シンポジウムは、専門家による講演や遺族の体験談の発表等を通じ、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して、必要な支援や課題等を発信するとともに、子供の支援に係る関係者間の意思疎通を図り、連携を強化することを目的としている。

28年度は、愛知県において、専門家や遺族の講演のほか、子供の頃に交通事故で家族を亡くした経験のある遺族をパネリストに迎え、パネルディスカッションを実施した。



シンポジウムの様子



シンポジウムのリーフレット

【施策番号258】

イ 都道府県公安委員会による運転者等に対する各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映された映画、手記等を活用しているほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施している。

(21) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表

【施策番号259】

警察においては、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進のため、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを刊行物や警察庁ウェブサイト (<http://www.npa.go.jp/publications/statistics/>

koutsuu/index.html) 等で公表し、その実態等についての周知を図っている。

(22) 交通事故統計データの充実

【施策番号260】

ア 内閣府においては、交通安全白書に、厚生統計の死者数（交通事故発生後1年以内の死者数）を含め、道路交通事故発生件数、道路交通事故による死者数及び負傷者数を掲載している。

【施策番号261】

イ 警察庁においては、交通被害者に関する統計として、犯罪被害者白書に交通事故発生状況の推移及び交通事故死者数の月別推移を掲載するなど、その充実を図っている（P189基礎資料9、10参照）。